

平成 25 年度

## 監査結果に基づく措置

### 監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

[監査結果に基づく措置]

財 務 部	税 務 総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	1
	市 民 税 課	・ ・ ・ ・ ・	1
健 康 福 祉 部	病 院 管 理 課	・ ・ ・ ・ ・	2
産 業 部	中 央 卸 売 市 場	・ ・ ・ ・ ・	2
土 木 部	南 土 木 整 備 事 務 所	・ ・ ・ ・ ・	3
	河 川 課	・ ・ ・ ・ ・	3、4
浜 北 区 役 所	ま ち づ ぐ り 推 進 課	・ ・ ・ ・ ・	4
上 下 水 道 部	水 道 工 事 課	・ ・ ・ ・ ・	5
	天 竜 上 下 水 道 課	・ ・ ・ ・ ・	5
学 校 教 育 部	教 職 員 課	・ ・ ・ ・ ・	6

## 監査結果に基づく措置

### 財 務 部

#### <財務監査>

##### 税務総務課

1	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 5 月 16 日)</p> <p>平成 23 年度税務サーバ機器類(合併対応)の保守業務委託について、同業務委託契約書第 1 条第 2 項に規定する保守作業詳細を記した仕様書が、契約書に添付されていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 11 月 21 日)</p> <p>平成 24 年度税務サーバ機器類(合併対応)の保守業務委託について、契約書で規定している仕様書を契約書に添付しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をまいります。</p>
2	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 5 月 16 日)</p> <p>平成 23 年度税務システム運用支援の業務委託について、同業務委託契約書第 7 条第 1 項に規定する工程表及び同条第 3 項に規定する業務着手届が提出されていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 11 月 21 日)</p> <p>平成 24 年度税務システム運用支援業務委託については、契約書等の条項を見直し、工程表及び業務着手届については、届出を要しないこととしました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をまいります。</p>

##### 市民税課

1	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 5 月 16 日)</p> <p>平成 23 年度給与支払報告書等封入・仕分業務委託について、同業務委託契約書第 12 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表が提出されていない。</p> <p>また、同項第 3 号で規定する業務責任者及び同項第 4 号で規定する業務従事者数の届出がされていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 11 月 1 日)</p> <p>平成 25 年度給与支払報告書(総括表)冊子作成・封入封緘業務委託について、契約書等で規定している届出等の提出を受け、その内容を確認しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をまいります。</p>
---	--

## 健康福祉部

### <随時監査>

#### 病院管理課

1	<p>【指摘事項】(指摘年月日：平成24年9月6日)</p> <p>「リハビリ病院」</p> <p>固定資産について</p> <p>固定資産台帳に名称を「防水補修」、「窓用網戸貼替」、「天井改修工事」等として計上されているものがあるが、これらは修繕費であり、費用として処理すべきものと思われる。</p> <p>計上対象を再度検証し、固定資産として計上すべきでないものについては、除却処理をされたい。</p> <p>【措置】(報告年月日：平成25年11月13日)</p> <p>固定資産台帳を精査し、費用として処理すべきであった西棟(屋上・東壁面防水補修)ほか15件について、平成24年度決算において除却処理しました。</p>
---	--

## 産 業 部

### <出資団体監査>

#### 中央卸売市場 「浜松中央冷蔵株式会社」

##### ・浜松中央冷蔵株式会社の事務に関する事項

1	<p>【指摘事項】(指摘年月日：平成24年2月21日)</p> <p>未払金について(団体に対するもの)</p> <p>電気料金について、支払時に費用計上しており、平成23年3月分の電気料金についても、支払時(平成23年4月18日)に費用計上している。</p> <p>平成23年3月分の電気料金は、平成22年度の費用となるため、浜松中央冷蔵株式会社が負担すべき金額898,120円を未払金として費用計上されたい。</p> <p>【措置】(報告年月日：平成25年11月29日)</p> <p>平成24年3月分の電気料金については、平成23年度決算で未払金として費用計上しました。</p>
---	--

## 土 木 部

### <工事監査>

南土木整備事務所

工事名：平成 24 年度防災計画等整備(津波対策)事業

五島地区津波避難マウンド築造工事(その 1)

1	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 11 月 22 日)</p> <p>当該工事は、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項の規定により同法施行規則第 22 条に定める土地の形質変更が 3,000 m<sup>2</sup>以上の規模のものとなるが、同法第 4 条第 1 項に規定する届出が行われていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 12 月 6 日)</p> <p>平成 24 年度防災計画等整備(津波対策)事業五島地区津波避難マウンド築造工事(その 1)について、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に規定する「一定の規模以上の土地の形質の変更届書」を平成 25 年 8 月 22 日付けで浜松市役所環境部環境保全課へ届出しました。</p>
---	---

工事名：平成 24 年度防災計画等整備(津波対策)事業

五島地区津波避難マウンド築造工事(その 2)

1	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 11 月 22 日)</p> <p>当該工事は、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項の規定により同法施行規則第 22 条に定める土地の形質変更が 3,000 m<sup>2</sup>以上の規模のものとなるが、同法第 4 条第 1 項に規定する届出が行われていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 12 月 6 日)</p> <p>平成 24 年度防災計画等整備(津波対策)事業五島地区津波避難マウンド築造工事(その 2)について、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に規定する「一定の規模以上の土地の形質の変更届書」を平成 25 年 8 月 22 日付けで浜松市役所環境部環境保全課へ届出しました。</p>
---	---

### <財務監査>

河川課

1	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度土木防災対策支援業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 11 月 5 日)</p> <p>平成 25 年度土木防災対策支援業務委託について、契約書等を精査し、見直しをしました。また、見直した契約書等で規定している届出の提出を受け、その内容を確認しました。</p>
---	--

	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度土木防災情報システム監視装置保守点検業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。</p>
2	<p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 11 月 5 日)</p> <p>平成 25 年度土木防災情報システム監視装置保守点検業務委託について、契約書等を精査し、見直しをしました。また、見直した契約書等で規定している届出の提出を受け、その内容を確認しました。</p>

## 浜 北 区 役 所

### <財務監査>

#### まちづくり推進課

	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度浜北産業祭開催業務委託について、現に再委託がされているにもかかわらず再委託に関する規定がされていない。</p>
1	<p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 11 月 12 日)</p> <p>浜北産業祭開催業務委託は、平成 24 年度で終了しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をまいります。</p>
	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度のなゆた・浜北にぎわいづくり事業、なゆた・浜北 10 周年祭事業及びなゆた・浜北冬のちびっこまつり事業の各業務委託について、再委託が行われているが、業務一部下請届が提出されていない。</p>
2	<p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 11 月 12 日)</p> <p>なゆた・浜北冬のちびっこまつり事業業務委託は、平成 23 年度で終了、なゆた・浜北 10 周年祭事業業務委託は、平成 24 年度で終了しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をまいります。</p>
	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度なゆた・浜北夏祭り事業業務委託について、契約条項で再委託を禁止しているが、業務の一部を再委託している。</p>
3	<p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 11 月 12 日)</p> <p>なゆた・浜北夏祭り事業業務委託は、平成 24 年度で終了しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をまいります。</p>

## 上 下 水 道 部

### <工事監査>

#### 水道工事課

#### 工事名：平成 24 年度水施耐第 1 号大原浄水場第 5 配水池築造工事

1	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 11 月 22 日)</p> <p>当該工事に係る残土置き場は、大気汚染防止法第 2 条第 10 項の規定により同法施行令第 3 条に定める一般粉じん発生施設に当たる 1,000 m<sup>2</sup>以上の土石の堆積場に該当するが、同法第 18 条第 1 項に規定する一般粉じん発生施設の設置等の届出が行われていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 12 月 16 日)</p> <p>平成 24 年度水施耐第 1 号大原浄水場第 5 配水池築造工事について、大気汚染防止法第 18 条第 1 項に規定する「一般粉じん発生施設設置届出書」を平成 25 年 8 月 12 日付けで浜松市役所環境部環境保全課へ届出しました。</p>
2	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 11 月 22 日)</p> <p>当該工事は、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項の規定により同法施行規則第 22 条に定める土地の形質変更が 3,000 m<sup>2</sup>以上の規模のものとなるが、同法第 4 条第 1 項に規定する届出が行われていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 12 月 16 日)</p> <p>平成 24 年度水施耐第 1 号大原浄水場第 5 配水池築造工事について、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に規定する「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を平成 25 年 10 月 10 日付けで浜松市役所環境部環境保全課へ届出しました。</p>

### <財務監査>

#### 天竜上下水道課

1	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 5 月 16 日)</p> <p>農業集落排水事業分担金 1 件 160,000 円について、督促状を発していない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 26 年 1 月 8 日)</p> <p>農業集落排水事業分担金未納に伴う督促状未発送の件について、平成 25 年 12 月 26 日付けで督促状を發しました。</p> <p>今後は、浜松市債権管理条例及び同条例施行規則に基づき、適正な事務処理をいたします。</p>
---	---

## 学 校 教 育 部

### <行政監査>

#### 教職員課

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)

平成 24 年 7 月に発生した教員による窃盗事件は、率先して法令を遵守し、倫理を保持すべき地方公務員としてあるまじき行為である。

このような不祥事により、児童生徒はもちろん、保護者や市民の学校教育に対する信頼が著しく損なわれ、学校教育に重大な影響を及ぼしている。

信頼の回復に向け、これまで以上に公務員倫理の保持及び法令の遵守を徹底されたい。

【措 置】(報告年月日：平成 26 年 1 月 15 日)

これまで、不祥事発生時の臨時校長会の開催や定期的な教職員課指導主事の学校訪問、学校を元気にするプロジェクトの推進、倫理研修会の開催、教職員人事評価や年間 2 回の面談の実施による個々の職員についての把握、教職員個々の不祥事根絶のための宣誓やチェックシートの活用などにより不祥事の撲滅に努めてきました。

しかし、今年度も教職員の不祥事が発生していることから、これまでの取組に加えて以下のとおり実施します。

1

- 1 平成 19 年度以降に発生した不祥事について、その経緯や勤務状況、人間関係、家庭環境、年齢層など詳細な分析を行い、今後の不祥事防止の取組に活用します。
- 2 これまで、校長面談の対象としていない臨時職員も加えて、人間関係や家庭環境などに問題を抱えていないかなど、実態把握に努めます。
- 3 上記 2 で気になる教職員については、必要に応じて市教育委員会が直接本人と面談するなどして実態を把握した上で指導・助言をします。教職員としての資質に問題がある場合は、必要に応じ改善命令や指導措置(厳重注意・訓告)を行うとともに、特別研修を行います。
- 4 これまでの取組に加え、教育長、学校教育部長の学校訪問、教職員課指導主事による教育方針の直接指導、学校を元気にするプロジェクトの一層の推進、管理職(校長・教頭)研修会の開催(犯罪に関する専門家の講演、事例研究)などを行います。
- 5 教職員の服務規律を厳しく求めるだけでなく、面談等を通し市教育委員会や校長が各教職員の実態把握に努めるとともに、積極的に指導・助言を行うことで、信用失墜行為を起こさない良好な職場環境づくりに努めます。